

鎌倉市腰越漁港指定管理者選定委員会

選定結果報告書

令和2年10月

## 1 概要

鎌倉市腰越漁港の指定管理者の選定にあたり、鎌倉市腰越漁港指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）では、提出書類の審査及び公開ヒアリングを行い、指定管理者候補者を選定しました。

## 2 選定委員会委員

委員長 鵜飼 俊行 （神奈川県水産振興促進協会専務理事）  
副委員長 今井 利爲 （公益財団法人神奈川県栽培漁業協会専務理事）  
委員 狹川 知己 （東京地方税理士会鎌倉支部総務部副部長）  
委員 野村 修平 （腰越地区町内自治会連合会副会長）  
委員 中西 豪 （一般財団法人漁港漁場漁村総合研究所調査役）

## 3 選定委員会開催経過

### (1) 第1回

#### ア 開催日

令和2年（2020年）7月27日（月）

#### イ 内容

- (ア) 委員長及び副委員長の選任
- (イ) 指定管理者募集要項及び指定管理業務仕様書の確認
- (ウ) 採点表及び評価基準の確認

### (2) 第2回

#### ア 開催日

令和2年（2020年）10月15日（木）

#### イ 内容

- (ア) 書類審査
- (イ) 公開ヒアリング、質疑応答
- (ウ) 採点

## 4 応募団体

### (1) 腰越漁業協同組合

## 5 採点について

選定委員会委員5人の採点を総計し、その合計が300点以上で合格とします。合計が300点未満の場合、または合計点に関わりなく、同一評価項目において2人以上の委員の評点が1点（満点が10点の項目については2点）の場合については不合格とします。

6 配点及び評価基準

(1) 配点

選定基準	審査項目	審査の視点	評価
ア 管理運営の基本方針  提案書の内容が、施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。	ア 漁港施設の管理運営の基本的方針・姿勢	市が提示した仕様書と適合しているか。	10 ( )
	イ 運営の理念・意欲について	施設の運営方針が明確に示されているか。	10 ( )
		施設の平等な利用を確保するための方法を有しているか。	5 ( )
		計	
イー(1) 施設の運営  提案書の内容が、施設等の効率的かつ適切な維持管理を図ることができるものであること。	ウ 業務に関する規定の整備状況	定款、寄付行為、規約等に定められた団体としての業務内容が、当該指定管理業務を行うのに適しているか。	5 ( )
	エ 効率的な管理運営	必要な収入、経費が計上されているか。 安定した収入を確保できる計画となっているか。	10 ( )
	オ 漁港施設の維持管理	漁港施設の管理運営実績はどうか。	5 ( )
	カ 危機管理体制	事故や災害など緊急時における対策が示されているか。	5 ( )
	キ 環境への配慮	施設運営にあたり、環境に配慮した方針が示されているか。	5 ( )

計			30 ( )
<p>イー(2) 施設の運営</p> <p>漁港施設の管理運営を、安定して行う財政的基盤及び人的能力を有するものであること。</p>	<p>ク 人材及び人員配置</p>	<p>業務について、知識及び経験を有する者を従事させることができるか。</p> <p>指導者又は責任者を配置するなど、適切な職員の編成が確保されるか。</p>	10 ( )
	<p>ケ 安定した経営基盤（資産及び財務諸表の状況）</p>	<p>資本金（基本財産）や運用財産など財務諸表の状況から安定した経営基盤が確保され、かつ損害賠償能力を有しているか。</p>	5 ( )
	<p>コ 個人情報の保護</p>	<p>個人情報保護の方針に基づき、情報の管理体制が整っているか。</p>	10 ( )
	計		
<p>ウ 事業の実施</p> <p>提案書の内容に沿った事業を安定して行うことができる能力を有していること。</p>	<p>サ 漁業の普及事業</p>	<p>利用者の意向を踏まえたサービスを提供することができるか。</p>	10 ( )
	<p>シ 項目外の提案</p>	<p>独自の発想に基づく業務提案をすることができるか。</p>	5 ( )
計			15 ( )
合計			100 ( )

(2) 評価基準

5点満点の評価基準（10点満点の項目は下表の点数を2倍で採点する）

評価	点	基準
非常に劣っている	1	募集要項、仕様書等で求める基準を満たしておらず、実現性、具体性もない。
劣っている	2	募集要項、仕様書等で求める基準を満たしているが、実現性、具体性がない。
普通	3	募集要項、仕様書等で求める基準を満たしているが、実現性、具体性が乏しい。
優れている	4	募集要項、仕様書等で求める基準を満たしており、実現性、具体性のある提案がされている。
非常に優れている	5	募集要項、仕様書等で求める基準を満たしており、実現性、具体性のある提案がされ、独自の工夫がされている。

7 審査結果

応募団体からの提出書類の審査、公開ヒアリング並びに採点及び審議を行い、腰越漁業協同組合を指定管理者候補者に選定しました。

採点の結果は、下表のとおりです。

【採点表】

選定基準	配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計点
ア 管理運営の基本方針 提案書の内容が、施設の設置 目的を達成するためにふさわ しいものであること。	25	20	20	20	22	20	102
イー(1) 施設の運営 提案書の内容が、施設等の効率 的かつ適切な維持管理を図る ことができるものであること。	30	23	24	26	25	21	119
イー(2) 施設の運営 漁港施設の管理運営を、安定し て行う財政的基盤及び人的能力 を有するものであること。	30	22	24	24	24	24	118
ウ 事業の実施 提案書の内容に沿った事業を 安定して行うことができる能 力を有していること。	15	15	11	9	12	15	62
合計	100	80	79	79	83	80	401

## 8 選定講評

今回の審査結果については、腰越漁業協同組合から提案された鎌倉市腰越漁港に関する指定期間中の施設の管理運営、事業の実施等について選定委員会で審査し、提案内容の確実性や安定性などを総合的に評価し、同組合が指定管理者として当該施設を管理運営することが適当であると認めたものです。

ただし、指定期間中における指定管理者としての取り組みに際しては、次の点に留意してください。

- ・腰越漁港の駐車場の管理については、整理員を適切に配置し、駐車場の入口で渋滞が起きる等のことがないように注意すること。
- ・災害や事故が起きた際の緊急時の対応が素早くできるよう、組合員同士の連絡体制はもちろんのこと、市民からの通報を受けられるような体制を整え、連絡先一覧を作成する等の対応をすること。
- ・利用者にとって安全安心な施設利用ができるように十分配慮すること。
- ・市民や利用者の意向を踏まえて事業を展開すること。

今回の審査結果を踏まえ、同組合が提案以上の成果を導き出し、地元漁業の発展のみならず、地域との連携や漁業に対する市民理解が深まることを期待します。